

1. 賦課区域および賦課金額

賦 課 区 域		賦 課 金 額
排水地区	高槻市：全区域 茨木市：玉島地区、玉櫛地区の一部を除く全区域 摂津市：全区域	年 額 0. 9 5 円／㎡
用水地区	高槻市：三箇牧地区 茨木市：三島地区〔白川1丁目、鮎川1～5丁目、橋の内1・3丁目〕 玉島地区〔新堂1～3丁目、五十鈴町（一部）、桑田町、大同町、星見町、平田1・2丁目、玉島1・2丁目、東野々宮町、野々宮1・2丁目、目垣1～3丁目、南目垣1～3丁目、学園南町、島1～4丁目〕 玉櫛地区〔横江1・2丁目、高浜町（一部）、小柳町（一部）、沢良宜東町、並木町（一部）、沢良宜浜1～3丁目、玉瀬町（一部）、若園町（一部）、新和町、真砂1（一部）・2・3丁目、真砂玉島台〕	年 額 3. 5 4 円／㎡

賦 課 区 域		賦 課 金 額
用 水 地 区	摂津市：鳥飼地区〔鳥飼銘木町、鳥飼上１～５丁目、鳥飼八町１・２丁目、 鳥飼新町１・２丁目〕 味生地区〔別府１～３丁目、南別府町、東別府１・２・３（一部）・４ ・５丁目〕 味舌地区〔三島２・３丁目、正雀２・４丁目〕 三宅地区〔鶴野１～４丁目、学園町１・２丁目〕 吹田市：岸部地区〔南正雀４丁目〕 吹田地区〔南清和園町（一部）、川岸町（一部）、南吹田１・２丁目、 南金田２丁目（一部）〕 豊津地区〔江坂町１丁目（一部）、豊津町（一部）、広芝町（一部）、 江の木町（一部）〕	年 額 ３．５４ 円／㎡

（注） 地目が『田』であり、現況が土盛りされた『畑』の場合で、かつ農業委員会に届出された農地については、
 用水賦課金額の『２分の１』の額を賦課徴収する。
 なお、休耕田についても全額徴収する。

2. 賦課徴収の時期、方法

- (1) 賦課期日：令和7年4月1日
- (2) 賦課通知日：令和7年5月1日
- (3) 賦課金徴収期限：令和7年5月31日
- (4) 組合費の賦課期日後、新たに納付義務の発生したものに対しては、その発生の翌月から月割をもって賦課する。
- (5) 組合費の賦課期日後、納付義務の消滅したものに対しては、その年度の組合費を全額徴収する。
- (6) 賦課金の徴収にあたっては、個人徴収を除き、区域内の土地改良区および実行組合に委任することができる。
なお、組合費の徴収を委任した場合は、その委任団体に徴収金額の100分の4を手数料として交付するものとする。
- (7) 排水賦課金ならびに摂津市域における用水賦課金（摂津市在住者に限る）については、組合員に代わり、関係市がそれぞれ負担する。

